平成30年度 しらうめスポーツクラブ入会申込書

| | の範囲内での | | | | | | | | 参加し、万か一怪我や▮ す。 | 事故かめつた | 场台、加 力 | くしたスホー | |
|---------------|------------------------------------|--------------|--------|----------------------------------------------------------------------|----------------|--------------|----------|---------------|----------------------------------|-----------|---------------|--------------|--|
| ₱込日 H 4 | | 月 | HI | 平成30年度よりご入会の方は <u>新規</u> 、 平成29年度より <u>引き続きご入会の方は継続に〇</u> をしてください | | | | | | 新規 | / 継 | 続 | |
| ふりがな | | | | 1 /2/20 1 / | <u> </u> | | <u> </u> | 442.45 | <u> </u> | | | , | |
| 氏 名 | | | | | | | | | | 性別 | 男 | ・女 | |
| 住 所 | ₹ | _ | | | | | | | - | アパート・マンショ | ン・団地名・号 | 宇室も記入 | |
| 生年月日 | TSH | : | 年 | | 月 | | 日 | | | 年齢 | | 歳 | |
| 連絡先 | 電話 | | | | | | FAX | AX | | | | | |
| 连裕兀 | 携帯 | 隽 帯 | | | | | | 緊急時 (本人以外) | | | 続柄() | | |
| 連絡メール アドレス | | | | | | | 学校•園 | 名 | | | (| 年) | |
| | 上 に下の方は 保護者名と | | | | | ふりがな | | | | | | 売柄 | |
| び個人名は | ョス情報は は、クラブの 【分(当て | 広報目的(| に限り使 | 用させて | ていただき | ます。 | | | 見用いたしません。入 | .五日以日間 | (正) 子具 | · 吟(酥/仪 | |
| | 学生以下 | □ 中学生 | | | | □高校生 | | □ 一般 | | | | | |
| ◇会費(| 入会時期 | の金額に | ゠チェ・ | ックを ス | わてく | ださい |) | () | 〉保険料(該当区分 | トにチェック | を入れて | てください) | |
| 区分 | >会費(入会時期の金額にチェ 入会時期 4月~9月に入会 | | | | する場合 10月以降に入会す | | | | 中学生以下 | | | | |
| | | 1 | | | | | ,000円 | | 高校生以上 | | □ 1,850円 | | |
| 高校生以上 | | 4 , | 000 | 7 | 2,000 | | | | 65歳以上 | | □ 1,200円 | | |
| あります。 ハ場合が | | は、必ず また、割 | 下記の引きの | 該当項 併用は | 目へ記。 できませ | 入をして | | | 法人で働かれてい 記入がない場合に サポート会員 | は、値引き | が適用に | | |
| 1. 活動 | 助名(| | - | 2. 活 | 動名(| 異なり る | • | で、 | パンフレットをご ・支払方法に | チェックをえ | 入れてく | | |
| 払 | 払 □ 2期払い | | | 支払 | | 2期払い | | | _ ・複数の活動に参加される方は、それ 記入してください。 | | | 、それそ | |
| 万 法 | | | | 方法 | | | | \dashv | 1 | | | | |

4期払い

受領

年

日

月

会員証

作成日

保険 加入

4期払い

領収 金額

事務局記入欄

会員 番号

更新 新規

しらうめスポーツクラブ規約

第1章 総

(名称)

·ツクラブ「しらうめスポーツクラ x育館に置く。(以下クラブ)とい ブ」と称し、事務局を白梅総合体育館に置く。 当クラブは、総合型地域スポー 第1条

第2章 目的及び事業

(目的)

クラブは、スポーツに関心を持つ誰もがそれぞれの体力や年齢・ る環境づくりをめざし、地域のスポーツ振興と健康増進を図ると共 目的に応じて、スポーツに親しむことができ、継続的に活動のでき に地域の活性化に寄与する。

- スポーツ振興及び健康増進を目的とするプログラム及びイベント クラブは、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。 第3条 (1)
 - の開催
 - 指導者の育成 (2)
- その他、クラブの目的達成に必要な事業

(3)

- クラブに入会する者は、次の各項に定める要件を満たす者とする。 (入会資格) 第4条
- クラブの定める諸規約を遵守する者 クラブの目的に賛同する者

(1)(2) 所定の会費を納入した者

(3)

(入会手続)

第5条

クラブに入会を希望するものは所定の入会申込書に従い申し込

クラブの会費は、次の各項に定めるものとする。なお、納入した 会費は理由の如何に関わらず返還しない。ただし、妊娠・出産・ 転居などの都合により活動できなくなった場合はこの限りではな

- 特に必要とする受講費、材料費等 その他の費用 年会費と活動費 (1) (2) (3)

クラブを退会しようとする者、活動を休会しようとする者は、所 定の届出書を会長あてに提出するものとする。 (退会・休会手続き) 第7条

き

IJ

ع

IJ

運営組織 (役員)

クラブのプログラムの企画立案及び運営に関す

6 事務局員は、クラブの庶務・経理に関する事務を掌る。

る業務を掌る。

クラブの運営を円滑に行うため、次の各項に定める役員を置く。

第8条

22

4 事務局次長は、事務局長を補佐し事務局長事故等による不在時は、

務局長の職務を代理する。

2 事務局長は、理事会において選任するものとする。

事務局員

3 事務局長は、クラブに関する事務の

15名以内 1 2名 2名 急 聖宗東 中田田 (1)(2) (3)

- 聖 (4)

- 2 役員の任期は2年とし、再任は妨げない。 (役員及び顧問の選出)
- 第9条 役員及び顧問の選出は、次の各項に定めるものとする。

第14条 総会は理事及び各部員を以て構成し、年1回会長が招集するも

第13条 クラブの会議は、総会・理事会・各部会とする。

(黎)

会議及び議決

(永天)

2 理事及び各部員の過半数 (委任状を含む) の出席を以て成立するもの

のとする。

3 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、また理事及び各部員の過半数

の署名を以て要請があったとき開催することができる。

- 会長・副会長は理事の中から互選する。 理事・監事は総会において選出する。 (1)
- (2) 理事・監事は総会において選出する。 (3) 顧問をおく場合は理事会において選出し、

会長が委嘱する。

- (職務)
- 第10条 役員の職務は、次の各項に定めるものとする。
- 会長はクラブを代表し、クラブ運営を総括する。 副会長は、会長を補佐し会長事故等による不在時は、
- (1)
- を代理する。 (2)

第15条 理事会は、会長が招集するものとする。 2 理事会は、クラブ運営に関する事案及び各部会において提案された活

動事項を協議し決定する。

(議決)

2 理事会は、、

(理事会)

会長の職務

第16条 クラブの議決は、会議出席者の過半数の賛成を得て決するもの

とする。なお、総会はクラブの最高決議機関とする。

次の各号に定めるものを以て充てる。

第17条 クラブの財源は、

プログラム、イベント等の企画・立案

企画部

(1)

第6章 会

(財源)

价量

(1)

事業等による収入 寄付金・賛助金

その他

(4)

(3) (2)

(会計管理) 第18条

を兼務する。 (4)

理事は、各部会における活動を推進するとともに、部長・副部長

(3)

監事は、クラブの会計・管理に関する事項を監査し、その結果を 総会において報告する。 (部分)

第11条 クラブは、目的達成のため次の各項に定める部を置くことがで きる。また、部員はクラブの入会者とする。

- 第12条 事務局は、クラブに関する一切の事務を掌るものとし、次の各 クラブの啓発、クラブ広報の発行 その他、目的達成のため必要な部 頃に定める者を置くことができる。 広報部 (事務局) $\begin{pmatrix} 3 \\ 3 \end{pmatrix}$
 - 事務局長
 - (1)
 - 事務局次長 クラブマネジャー

クラブの会計年度は、毎年4月1日にはじまり、翌年3月31

クラブの会計・管理は事務局で行うものとする。

(会計年度)

第19条

日までとする。

第7章 事故等の責任 (事故等の責任) 第20条 会員は、クラブの活動に際しクラブの諸規定、施設管理者及び 指導者の指示に従い、自己の責任において行動するものとする。 これに反し盗難、傷害、私物の紛失等の事故が発生しても、クラ ブ及び指導者等に対し一切の損害賠償は請求できない。

(保険の加入)

第21条 会員は、当クラブの指定するスポーツ安全保険に加入しなければ26ない。クラブ活動中に発生した傷害については、保険の対象範囲内で対応する。

- 第22条 本規約に定めない事項、及び運営に必要な事項については、理事会において細則を定めるものとする。 事会において細則を定めるものとする。 第23条 本規約は、必要に応じて、総会の議決を経て改定することがで

 - きる。 第24条 本規約は、平成26年6月12日の総会終了後から施行する。 なお、従前の「しらうめスポーツクラブ規約」は、平成26年6 月12日の総会を以て廃止する。